

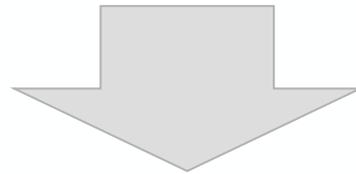
# 「営業秘密管理指針」の改訂方針（案）

令和6年12月

経済産業省知的財産政策室

# 「営業秘密管理指針」改訂の背景・方向性

- 「営業秘密管理指針」の最終改訂が平成31年1月であり、近時の管理実態や平成31年・令和元年以降の裁判例の蓄積を踏まえ、さらなる明確化を図る必要性が生じている。
- 「営業秘密管理指針」は、「企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針」として平成15年1月に策定され、累次の改訂を経て、最終改訂は平成31年1月である。
- 最終改訂から約6年が経過し、この間、企業における情報管理の手法について、クラウド技術・環境を前提とした管理が進むなど、企業における情報管理のあり方が変化している。このような状況を踏まえ、クラウド技術・環境を前提とした管理が、どのような場合に営業秘密の要件の一つである秘密管理性を満たすのか、解釈の明確化が求められている。
- また、営業秘密該当性については、従来、秘密管理性が議論の中心であったが、近年では、いわゆる有用性や非公知性要件についても争点となることがあり、有用性や非公知性要件についても、解釈の明確化が求められている。



**秘密情報がクラウドストレージに保存されている実態や裁判例の集積等を踏まえ、営業秘密該当性に関する秘密管理性・有用性・非公知性要件のさらなる明確化を図る。**

# 「営業秘密管理指針」改訂の背景・方向性

- 各要件の主な見直しのポイントは、以下のとおり。

## 秘密管理性

- クラウドストレージに秘密情報を保存する場合、アクセス権者を適切に制限していたとしても、公知情報フォルダと非公知情報フォルダといったように、（サービスによっては）クラウドストレージ内でフォルダを分けられない（区別できない）場合がある。
- 一方、現在の営業秘密管理指針の記載は、「（合理的区分）」・「（その他の秘密管理措置）」という見出し構成となっており、公知情報フォルダと非公知情報フォルダというように、クラウドストレージ内でフォルダを分けて（区別して）管理しなければ秘密管理性が肯定されないといった間違っただメッセージを与えてしまっているおそれがある。

必要な秘密管理措置の程度に関して、合理的区分はあくまで秘密管理措置を判断するための一要素に過ぎない。  
例えば、**情報の「合理的区分」はあくまで秘密管理措置を判断するための一要素に過ぎないことを明記**してはどうか。

## 有用性

- 秘密情報を不正取得した者がその情報を有効に活用できないものについて、有用性が認められるのかといった質問がなされることがあり、また、近時の裁判でもそのような旨の主張がなされることがある。

ある**秘密情報が営業秘密保有企業の事業活動に使用・利用されている情報であれば**、当該情報を不正取得した者にとってその情報を有効に活用できない情報であったとしても、**有用性が認められることを明記**してはどうか。

## 非公知性

- リバース・エンジニアリングによって情報を抽出した場合、当該情報が非公知性を喪失するかどうかについて、現在の営業秘密管理指針では、具体的な記載がない。

リバース・エンジニアリングについて、現在の営業秘密管理指針においては、裁判例を掲載するのみであったが、**どのような場合に非公知性を喪失するのかを明記**してはどうか。

- 第三者からのハッキング等により営業秘密が、一般的な方法ではアクセスできないようなダークウェブに公表された場合、非公知性が喪失するかどうかについて、現在の営業秘密管理指針では、具体的な記載がない。

**営業秘密がダークウェブに公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではないことを明記**してはどうか。

# (参考) 「営業秘密管理指針」について

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>)

- 「営業秘密管理指針」とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したガイドライン。

## <法的保護レベル>

営業秘密保有企業の秘密管理意思(※1)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の**認識可能性**(※2)が確保される必要。(営業秘密管理指針p.5)

※1) 特定の情報を秘密として管理しようとする意思。 ※2) 情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

⇒情報に接することができる従業員等にとって、

### 秘密だと分かる程度の措置



※企業、大学や研究機関の実態・規模等に  
応じた合理的手段でよい

### <秘密だと分かる程度の措置の例>

- 紙、電子記録媒体への「マル秘<sup>Ⓜ</sup>表示」
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定



上記はあくまで例示であり、**認識可能性**がポイント。

秘密情報の  
漏えい対策

営業秘密  
管理指針

☞ 営業秘密管理指針で示されている「秘密管理性」の考え方は、秘密情報の漏えい対策にも共通。漏えい対策をしつつ、法的保護レベルの対策を確保することが大切。

# (参考) 秘密管理性 (主な記載の抜粋)

## 2. 秘密管理性について

### (1) 秘密管理性要件の趣旨

秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象 (情報の範囲) が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある。

#### ○ (営業秘密の情報としての特性)

- ・ 営業秘密は、そもそも情報自体が無形で、その保有・管理形態も様々であること、また、特許権等のように公示を前提とできないことから、営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員や取引相手先 (以下、「従業員等」という。) にとって、当該情報が法により保護される営業秘密であることを容易に知り得ない状況が想定される。

#### ○ (秘密管理性要件の趣旨)

- ・ 秘密管理性要件の趣旨は、このような営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある<sup>3</sup>。

#### ○ (留意事項)

- ・ 秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考えることは、次の理由により、適切ではない<sup>4</sup>。
  - 現実の経済活動において、営業秘密は、多くの場合、それを保有する企業の内外で組織的に共有され活用されることによってその効用を発揮する。企業によっては国内外の各地で子会社、関連会社、委託先、又は、産学連携によって大学などの研究機関等と営業秘密を共有する必要があるため、リスクの高低、対策費用の大小も踏まえた効果的かつ効率的な秘密管理の必要があること。

- 営業秘密が競争力の源泉となる企業、特に中小企業が増加しているが、これらの企業に対して、「鉄壁の」秘密管理を求めることは現実的ではない。仮にそれを求めることになれば、結局のところ、法による保護対象から外れてしまうことが想定され、イノベーションを阻害しかねないこと。
- 下請企業についての情報や個人情報などの営業秘密が漏えいした場合、その被害者は営業秘密保有企業だけであるとは限らないこと。

#### 〈参考裁判例〉

##### ・ 企業の規模を考慮した例

パスワード等によるアクセス制限、秘密であることの表示等がなかったにもかかわらず、全従業員数が10名であり、性質上情報への日常的なアクセスを制限できないことも考慮し、秘密管理性を肯定 (大阪地判平成15年2月27日 平成13年(ワ)10308号)。

##### ・ 営業上の必要性を理由に緩やかな管理を許容した例

顧客情報の写しが上司等に配布されたり、自宅に持ち帰られたり、手帳等で管理されて成約後も破棄されなかったりしていたとしても、これらは営業上の必要性に基づくものであり、従業員が本件顧客情報を秘密であると容易に認識し得るようにしていたとして、秘密管理性を肯定 (知財高判平成24年7月4日 平成23年(ネ)10084号)。

##### ・ 情報の性質から従業員等が認識可能であると認定した例

PC樹脂の製造技術に関する情報は世界的に希少な情報であって、製造に関係する従業員は当該製造技術が秘密であると認識していたといえるとして秘密管理性を肯定 (知財高裁平成23年9月27日 平成22年(ネ)10039号)。

##### ・ 物理的な管理体制を問題にすることなく秘密管理性を肯定した例

安価で販売して継続的取引を得るなどの極めて効果的な営業活動を可能ならしめるものという情報の重要性と、情報を開示されていたのが従業員11名に過ぎなかったことに加えて、被告が退職する直前に秘密保持の誓約書を提出させていたこと等の事情を斟酌して、秘密管理性を肯定 (大阪高判平成20年7月18日 平成20年(ネ)245号)。

## (参考) クラウドサービスのセキュリティに関する資料

- **中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き (IPA)**  
<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/ug65p90000019cbk-att/000072150.pdf>
- **クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン (経済産業省)**  
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudsec2013fy.pdf>
- **クラウドセキュリティガイドライン活用ガイドブック (経済産業省)**  
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudseckatsuyou2013fy.pdf>
- **クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン (総務省)**  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000843318.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000843318.pdf)